

盛岡市下水道ビジョン 2045(案)

盛岡市下水道事業基本計画 2025

【令和7～16年度】

盛岡市下水道事業経営戦略 2025

【令和7～26年度】

令和7年3月策定

盛岡市上下水道局



目次

1 策定の趣旨と位置付け.....	1
1-1 策定の趣旨	1
1-2 計画の位置付け.....	2
1-3 計画期間.....	2
2 事業の概要	3
2-1 下水道事業の概況.....	3
2-2 公共下水道事業の概況	4
2-2-1 事業のあゆみ.....	4
2-3 農業集落排水事業の概況	5
2-3-1 事業のあゆみ.....	5
2-4 浄化槽事業の概況	5
2-4-1 事業のあゆみ.....	5
3 現状と課題	6
3-1 普及状況.....	6
3-1-1 汚水処理人口普及状況	6
3-1-2 下水道水洗化率	6
3-2 災害対策.....	7
3-2-1 管渠・ポンプ場の耐震化	7
3-2-2 浸水対策.....	7
3-3 下水道施設	8
3-3-1 管渠・ポンプ場の状況.....	8
3-3-2 処理場の状況	8
3-4 環境対策.....	9

3-4-1 環境負荷の低減	9
3-5 お客さまサービス	9
3-5-1 窓口業務	9
3-5-2 広聴広報	9
3-5-3 地域社会との協調	10
3-6 事業経営	10
3-6-1 財政状況	10
3-6-2 料金制度	10
3-6-3 人材育成と技術の継承	11
4 前計画の振り返り	12
5 計画の進行管理	12
6 基本理念	13
盛岡市下水道事業基本計画 2025	
1 施策の体系	14
施策方針① 安全・安心な下水道機能の構築	15
具体目標1 下水道機能の維持	15
具体目標2 浸水被害の最小化	16
具体目標3 農業集落排水機能の維持	16
具体目標4 生活環境の改善・公共用水域の水質保全	17
具体目標5 災害対応の充実	17
施策方針② お客さまサービスの向上	19
具体目標6 お客さまの利便性・満足度向上	19
具体目標7 広聴広報の充実	20
施策の方向性③ 健全経営の推進	22
具体目標8 経営・財政改善	22
具体目標9 経費の削減・効率化の推進	23
具体目標10 収入の確保・財政基盤の強化	24
具体目標11 人材育成・技術継承の推進	24

具体目標 12 経営課題解決に向けた新たな手法の導入	25
2 成果指標	26
2-1 基本事項	26
2-2 施策別指標	26
盛岡市下水道事業経営戦略 2025	
1 経営の基本方針	29
2 計画期間	30
3 公共下水道事業	30
3-1 事業概要(令和6年3月31日時点)※使用料のみ令和7年4月1日時点	30
3-1-1 事業の現況	30
3-1-2 民間活力の活用等	32
3-1-3 これまでの主な経営健全化の取組	33
3-1-4 経営比較分析表等を活用した現状分析	34
3-2 将来の事業環境	37
3-2-1 処理区域内人口の予測	37
3-2-2 有収水量の予測	37
3-2-3 使用料収入の見通し	37
3-2-4 施設の見通し	38
3-2-5 組織の見通し	38
3-3 投資・財政計画(収支計画)	39
3-3-1 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明	39
3-3-2 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	40
4 農業集落排水事業	42
4-1 事業概要(令和6年3月31日時点)	42
4-1-1 事業の現況	42
4-1-2 民間活力の活用等	43
4-1-3 経営比較分析表等を活用した現状分析	44

4-2 将来の事業環境	45
4-2-1 処理区域内人口の予測	45
4-2-2 汚水処理量の予測	45
4-2-3 使用料収入の見通し	45
4-2-4 施設の見通し	45
4-2-5 組織の見通し	45
4-3 投資・財政計画(収支計画)	46
4-3-1 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明	46
4-3-2 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	47
5 浄化槽事業	48
5-1 事業概要(令和6年3月31日時点)	48
5-1-1 事業の現況	48
5-1-2 民間活力の活用等	49
5-1-3 経営比較分析表等を活用した現状分析	50
5-2 将来の事業環境	51
5-2-1 処理区域内人口の予測	51
5-2-2 汚水処理量及び使用料収入の見通し	51
5-2-3 施設の見通し	51
5-2-4 組織の見通し	51
5-3 投資・財政計画(収支計画)	52
5-3-1 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明	52
5-3-2 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	52
財政計画	53

1 策定の趣旨と位置付け

1-1 策定の趣旨

本市の公共下水道事業は、中心部の降雨による氾濫から浸水を防ぐことを主な目的として、昭和 28 年に市の中央部に当たる菜園排水区を対象に、計画面積 150.30ha、計画人口 30,060 人の4か年の継続事業として着手して以来、市街化の進展に伴い順次事業計画区域を拡張してきました。

また、市街化調整区域の都市近郊農村集落においては、水路への生活雑排水流入による生活環境の悪化や農業用排水の水質悪化が著しいことから、生活環境改善のため、昭和 62 年度から農業集落排水事業に着手し、7地区において事業完了しています。

このほか、平成4年度から浄化槽設置に対する浄化槽設置整備事業(補助制度)を実施しているほか、平成 20 年度から平成 27 年度まで浄化槽市町村整備推進事業(公設浄化槽事業)を導入しています。

このように、本市では、公共下水道、農業集落排水、浄化槽の各事業について、対象地域の実情に合わせた整備の促進を図り、衛生的で快適な市民生活の支えとして、地域の発展に寄与してきました。

しかし、人口減少や節水機器の普及等に伴う水需要の減少、施設の老朽化に伴う更新需要の増大等、下水道事業を取り巻く状況は厳しさを増しています。また、地震等の自然災害への危機管理対応の強化、職員の技術継承等、様々な課題に直面しています。

このような課題へ積極的に取り組むほか、強靱な下水道施設の構築、将来にわたって安心・安全な下水道システムの構築等、計画的な事業推進を図るため、本市下水道事業の基本理念と新たな将来目標を示した「盛岡市下水道ビジョン 2045」を策定するものです。

なお、本市の下水道施設は、地域内の健全な水循環の維持に貢献する重要な水インフラであることから、本ビジョンに基づいて下水道施設を戦略的に維持管理・更新することは、国が令和 6 年度に策定した水循環基本計画の推進にも資するものです。

水循環基本計画

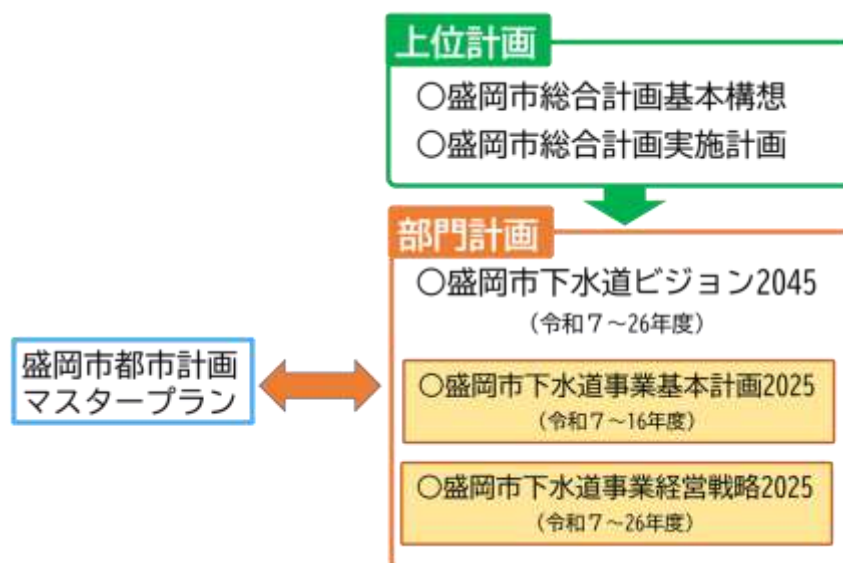
水循環基本法第 13 条に基づき、水循環施策の総合的・計画的な推進を図るため、平成 27 年 7 月に閣議決定された国の計画。令和 6 年能登半島地震で上下水道等のインフラが被災し、生活用水の確保が課題とされたことから、令和 6 年 8 月に改定された。重点的に取り組む事項として、水循環を構成する水インフラの耐震化やDX導入等による事業の効率化などに重点的に取り組むことが盛り込まれている。

1-2 計画の位置付け

盛岡市下水道ビジョン 2045(以下「本ビジョン」という。)は、まちづくりの基本となる指針を定めた「盛岡市総合計画」の部門計画であるとともに、総務省が策定を要請している「経営戦略」として位置付けます。

本ビジョンは、目指すべき将来像を示した「ビジョン(基本理念)」、その将来像を具現化するための具体的な施策と実現方策を示した「盛岡市下水道事業基本計画」、中長期で定める経営の基本計画である「盛岡市下水道事業経営戦略」で構成しています。

なお、本ビジョンは、本市総合計画を上位計画としている「盛岡市都市計画マスタープラン」を踏まえて策定したものです。



1-3 計画期間

本ビジョン全体の計画期間は令和7年度から26年度までの20年間とし、盛岡市下水道事業基本計画は、盛岡市総合計画に併せて10年ごとに見直しを行います。また、盛岡市下水道事業経営戦略は、4年ごとに見直しを行うとともに、併せて現行使用料等の妥当性の検討を行います。

また、上記に関わらず、社会環境の急速な変化や各施策の達成状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。



2 事業の概要

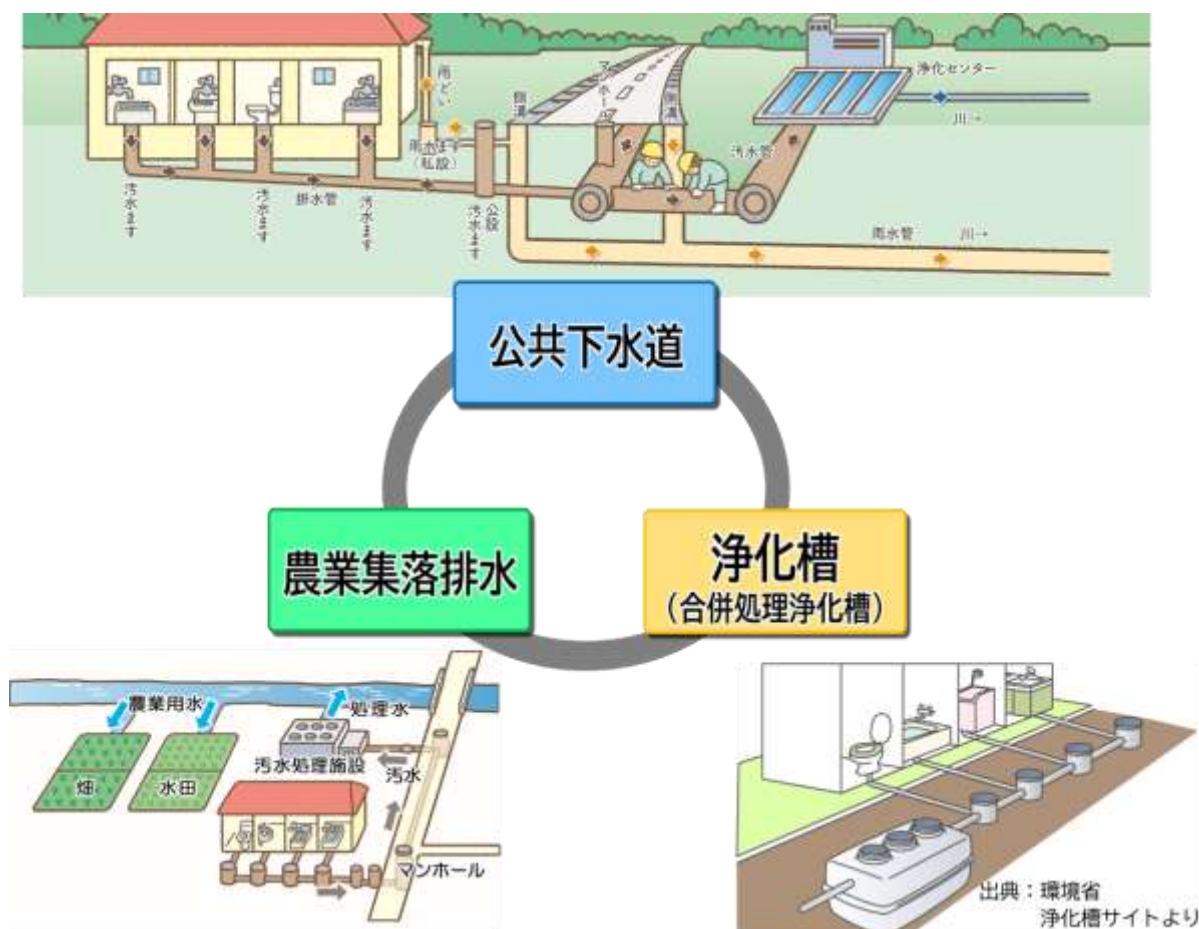
2-1 下水道事業の概況

本市の下水道事業は、公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業の3事業で成り立っています。

盛岡市の公共下水道事業は、昭和28年の菜園排水区における着手が始まりであり、以来、市街化の進展に伴い、順次事業計画区域を拡張し整備を進めてきました。その後、昭和62年度の太田地区を皮切りに農業集落排水事業を展開したほか、浄化槽事業として、平成4年度から浄化槽設置に対する補助制度を実施し、玉山地域において平成20年度から公設浄化槽事業を実施しています(整備は、平成27年度で終了。)

平成27年度には、公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽事業を一元化した「盛岡市汚水処理基本計画」を策定しました。本計画に基づき、公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽事業の3事業の適切な役割分担を行いながら、将来にわたって持続可能な汚水処理事業の推進に努めています。

公共下水道事業は、平成17年度から、農業集落排水事業及び浄化槽事業は令和6年度から公営企業会計に移行しています。



2-2 公共下水道事業の概況

2-2-1 事業のあゆみ

本市の公共下水道事業は、昭和 28 年に菜園排水区において着手を開始し、その後、市街地の進展に伴い、事業計画区域を拡張し整備を進めてきました。令和5年度末時点の汚水処理人口普及率は 96.9%に達し、毎日の暮らしに欠くことのできないライフラインとして重要な役割を担っています。

年	主なできごと
1953 (昭和28)	合流式下水道の事業認可を受ける(菜園排水区) 土木課下水道係を設置する
1955 (昭和30)	下水道条例を制定する
1958 (昭和33)	新下水道法(現行)が制定公布される
1962 (昭和37)	機構改革で建設部下水道課が設置される
1963 (昭和38)	旧下水道条例を廃止し、新条例を施行する
1965 (昭和40)	中川原終末処理場供用開始
1966 (昭和41)	観武台終末処理場供用開始
1972 (昭和47)	松園終末処理場供用開始 機構改革で建設部下水道課が下水道部と改める
1973 (昭和48)	下水道施設管理事務所が新設される
1974 (昭和49)	下水道部に都市河川課が新設
1980 (昭和55)	流域下水道の都南浄化センター供用開始
1984 (昭和59)	アクアトピア下水道事業の指定を受ける
1987 (昭和62)	中川雨水ポンプ場運転開始
1990 (平成2)	上赤平汚水中継ポンプ場運転開始
1992 (平成4)	観武台終末処理場廃止 都南村と合併する
1998 (平成10)	中川原雨水ポンプ場供用開始
1999 (平成11)	機構改革により、汚水処理施設整備事業を下水道部内に一元化する(農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業)
2000 (平成12)	機構改革により、公の施設としていた下水道管理事務所を施設管理課とし、下水道部へ組み入れる
2005 (平成17)	地方公営企業法の一部を適用し、企業会計へ移行
2006 (平成18)	玉山村と合併する
2010 (平成22)	下水道部との組織統合により水道部から「上下水道局」となる 河川部門を建設部へ移管 地方公営企業法の全部を適用 公共下水道使用料改定
2013 (平成25)	中川原簡易水処理施設(雨水高速処理施設)供用開始
2015 (平成27)	「盛岡市下水道事業中長期経営計画(計画期間:平成27~36年度)」を策定する
2019 (令和元)	東見前ポンプゲート場の一部供用開始
2025 (令和7)	公共下水道使用料改定

2-3 農業集落排水事業の概況

2-3-1 事業のあゆみ

本市の西部地区には、都市近郊農村集落が点在しており、水路への生活雑排水流入による生活環境の悪化や、農業用排水の水質悪化が著しく、また、住民の生活環境改善の要望も強くあったことから、この地区を中心に着手を開始しました。

処理施設は、太田地区、太田第二地区、上飯岡地区、下飯岡地区、乙部地区、乙部第二地区及び巻堀地区の7施設が稼働しており、各々単独で汚水の処理を行っています。

年	主なできごと
1990 (平成2)	盛岡市農業集落排水施設条例を施行する 乙部地区供用開始
1991 (平成3)	太田地区供用開始
1992 (平成4)	都南村と合併する
1997 (平成9)	太田第二地区の一部、上飯岡地区の一部供用開始
1998 (平成10)	太田第二地区、上飯岡地区全面供用開始
1999 (平成11)	機構改革により、農業集落排水事業部門を下水道部に統合
2000 (平成12)	巻堀地区全面供用開始
2001 (平成13)	下飯岡地区一部供用開始
2002 (平成14)	下飯岡地区全面供用開始
2006 (平成18)	玉山村と合併する
2018 (平成30)	盛岡市農業集落排水施設最適整備構想を策定
2024 (令和6)	地方公営企業法の全部を適用

2-4 浄化槽事業の概況

2-4-1 事業のあゆみ

公共下水道事業計画区域及び農業集落排水事業採択区域を除く区域において、水洗化の要望に対処するとともに、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止、生活環境の保全、公衆衛生の向上に寄与することを目的として、平成4年6月から合併処理浄化槽設置に対する補助を行っています。また、玉山地域の公共下水道全体計画区域及び農業集落排水事業巻堀地区を除く区域においては、「浄化槽市町村整備推進事業」を導入し、平成20年4月から市が設置主体となり浄化槽の整備・普及を行い、平成27年度をもって浄化槽市町村整備推進事業は完了し、平成28年度以降は既設浄化槽の維持管理を行っています。

年	主なできごと
1992 (平成4年)	合併浄化槽設置整備に関する補助制度導入(40基)
1999 (平成11)	機構改革により、合併浄化槽設置整備事業部門を下水道部に統合
2004 (平成16)	合併処理浄化槽設置整備事業を浄化槽設置整備事業へ改正
2006 (平成18)	玉山村と合併する
2008 (平成20)	公設浄化槽市町村整備推進事業導入
2015 (平成27)	公設浄化槽市町村整備推進事業完了
2016 (平成28)	公設浄化槽市町村整備推進事業を浄化槽設置費補助事業へ改正
2024 (令和6)	地方公営企業法の全部を適用

3 現状と課題

3-1 普及状況

3-1-1 汚水処理人口普及状況

平成28年3月に策定した盛岡市汚水処理基本計画により、「より効率的な汚水処理」の観点から、公共下水道・農業集落排水・浄化槽により持続的な汚水処理を推進しており、令和5年度末時点の汚水処理人口普及率は、96.9%となっています。

	行政区域内人口 (人) A			汚水処理人口 ^(※) (人) B			汚水処理人口普及率 (%) B/A		
	盛岡・ 都南地域	玉山地域	盛岡市計	盛岡・ 都南地域	玉山地域	盛岡市計	盛岡・ 都南地域	玉山地域	盛岡市計
公共下水道				245,958	5,150	251,108	91.9	47.6	90.1
農業集落排水	267,611	10,799	278,410	6,145	473	6,618	2.3	4.4	2.4
浄化槽				7,784	4,326	12,110	2.9	40.1	4.4
計	267,611	10,799	278,410	259,887	9,949	269,836	97.1	92.1	96.9

未普及地域の早期水洗化実現のため、公共下水道事業の推進に努めていますが、公共下水道による汚水整備には、多大な時間と費用が必要となります。また、近年、事業推進に重要な国からの交付金が減少していることや、人口集積が少ない地区の整備が中心となっていることから、公共下水道全体区域内の整備には、長期間を要することが見込まれます。さらに、更なる事業期間の延長や、将来の管理が必要となる施設を増やすことは、後世に大きな負担を強いることに繋がることから、公共下水道全体計画区域の縮小や浄化槽による汚水処理区域への転換を図っていく必要があります。

3-1-2 下水道水洗化率

公共下水道が整備され、公共下水道処理区域として供用開始の告示がされた区域内では、公共下水道へ下水を排除するための排水設備の設置や、くみ取り便所から水洗便所への改造が下水道法で定められており、令和5年度末時点の下水道水洗化率は、97.9%となっています。公共下水道工事前及び完了時には、工事説明会で水洗化義務や無利子融資制度についての説明を行うほか、未水洗化世帯へ戸別訪問を実施する等、水洗化促進に努めています。

【普及状況における課題】

- 未普及地域の解消
- 未水洗化の解消

3-2 災害対策

3-2-1 管渠・ポンプ場の耐震化

本市の下水道施設の多くは、平成9年の兵庫県南部地震以降の耐震指針改定前に建設されたものであり、その耐震性を確認できていない状況です。管渠のうち、重要幹線の耐震化率は、令和4年度末時点で全国平均56%に対し、本市は15.2%であり、今後の課題となっています。また、汚水管渠は、平成9年度の下水道指針の改定に伴う国及び県からの通知により、平成10年度からマンホールと管路の継ぎ手部に可とう性継ぎ手を使うことで耐震性を確保する取組を行っているため、平成10年度以降整備分の耐震性は確保されています。

ポンプ場施設については、平成27年度に策定した盛岡市下水道総合地震対策計画(第二期)により、耐震対策を実施すべきとしたポンプ場9か所(汚水4か所、雨水5か所)の耐震診断を実施し、8施設で評価項目のうちいずれかの耐震性能を有していないことが判明したため、優先度を設け、順次対策を進めています。今後は、施設の耐震対策とともに耐水対策についても考慮する必要があります。

3-2-2 浸水対策

近年、気象災害が激甚化、頻発化しており、当市でも浸水の発生が多い地区(鴨助堰、大堰、碓堰)について、重点的な整備を実施してきました。整備率は、令和5年度末時点で68.8%となっています。施設の整備には多くの時間と費用が必要になることから、各種補助や交付金事業の事業費の確保に努めます。

また、ソフト面でも、内水ハザードマップの公表や土のうステーション設置等の対策を実施しており、今後も継続して実施する必要があります。

【災害対策における課題】

- 災害に強い下水道施設の構築

3-3 下水道施設

3-3-1 管渠・ポンプ場の状況

令和5年度末時点の管渠の総延長約1,936kmのうち、標準耐用年数50年を経過した老朽管は約141km(全体の約7%)を占めています。高度経済成長期に大量の整備を進めてきたため、令和24年度以降の管渠更生工事の増加が見込まれています。また、ポンプ場施設についても老朽化が進行しており、耐震化や耐水化対策が必要となっています。今後は、令和2年度に策定した「盛岡市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道施設全体の点検・調査、改築の方針を定め、効率的な施設管理を行っていく必要があります。



3-3-2 処理場の状況

本市中川原終末処理場は、平成24年度をもって運転を休止し、平成25年度から岩手県北上川上流域下水道に汚水処理機能の切り替えを行いました。今後は、流域下水道施設の老朽化等に伴い維持管理負担金の増額が見込まれることや、旧処理場の解体等による費用の増大が課題となっています。

【下水道施設における課題】

- 経年施設の計画的な更新・改良
- 維持管理負担金や旧処理場解体等に伴う費用の増大

3-4 環境対策

3-4-1 環境負荷の低減

国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を目指すこととしていることから、上下水道局においても公的事業者の社会的責任として、再生可能エネルギー設備の拡充やLEDなどの省エネルギー機器の導入検討など脱炭素の取組について、より一層推進していく必要があります。

【環境対策における課題】

○再生可能エネルギー設備の拡充や省エネルギー機器の導入検討

3-5 お客さまサービス

3-5-1 窓口業務

平成16年度にインターネットでの水道使用開始・中止受付やコンビニエンスストアでの料金収納を開始し、平成23年度からはお客さまセンターを設置、令和3年度にはスマートフォン決済納付を開始したほか、令和5年度からはWeb口座振替受付サービスを開始してお客さまサービスの拡充に努めてきました。

3-5-2 広聴広報

下水道は、毎日の暮らしに欠くことのできないライフラインの一つですが、平常時にはあまり意識されないのが実情です。

これまでデザインマンホールやマンホールカードを活用した広報のほか令和5年度の下水道70周年に合わせたイベントの開催に取り組んできました。また、令和5年3月に「盛岡市上下水道局広報戦略方針」を策定し、プロモーションカードの活用や広報研修の必修化等により、職員一人ひとりの広報意識向上に取り組み、お客さまの信頼獲得につながる広報活動の実践に努めています。

3-5-3 地域社会との協調

地域に根ざした公営企業として、下水道事業の取組を紹介する出前講座や職場体験学習の受け入れなどを通して、地域社会への貢献のほか、下水道事業のPRに努めています。

【お客さまサービスにおける課題】

- 使用料納付サービスの充実
- 広聴広報を通じたお客さまとの相互理解の促進
- DXの推進

3-6 事業経営

3-6-1 財政状況

公営企業である下水道事業は、安全・安心・快適な市民生活を支えながら、常に企業としての経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進することを経営の基本原則としています。本市はこれまでも、一部業務の民間企業への委託や維持管理コストの削減に取り組みながら、健全で効率的な事業運営に努めてきました。

しかし、拡張の時代から維持管理の時代に移り、人口の減少とともに使用料収入が減少傾向にある中で、下水道事業を取り巻く環境は厳しさを増していくものと見込まれます。

3-6-2 料金制度

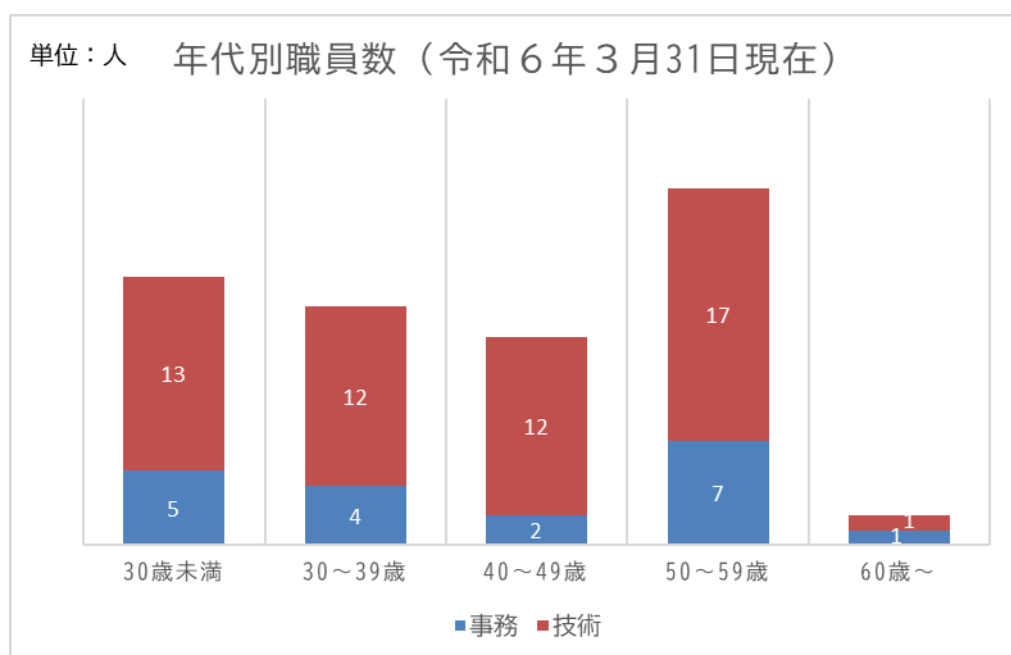
下水道使用料体系は、下水道事業を取り巻く環境の変化や下水道の使用実態に即した、利用者間の負担の適正化を図るため、令和7年4月1日に改定を行います。

今後、人口減少とともに水需要の減少が進むことを前提として、4年ごとに使用料の妥当性について検証を行い、更なる経営効率化を図るとともに、安定経営を維持できる使用料体系の構築をしていく必要があります。

3-6-3 人材育成と技術の継承

下水道事業は、下水道を使用する皆さまの使用料で事業を行う独立採算の公営企業であり、職員には、常に経営感覚を持って職務に当たることが求められています。このため、「盛岡市上下水道局職員研修実施計画」に基づき、職員の経営能力と技術力向上に努めています。

なお、技術系の職員の年齢構成は令和5年度末時点で50歳以上の職員の割合が約32%を占めており、今後10年間に豊富な知識・経験を有する職員が大量に退職すると見込まれるため、職員の技術力低下による事業への影響が懸念されます。このことから、研修参加機会の拡充など、人材育成に力を入れる必要があります。また、下水道事業を支える民間の工事業者においても、技術者の高齢化や人材不足が深刻となっており、連携や支援の取組を強化する必要があります。



【事業経営における課題】

- 負担の公平性と安定収入の確保に向けた料金制度の見直し
- 将来を見据えた人材育成と技術継承

4 前計画の振り返り

本ビジョンは、平成27年度から令和6年度までの盛岡市下水道事業中長期経営計画を引き継ぐ計画です。平成27年度から令和5年度までの事業費の実績額は25,066,630千円、当初計画額は29,099,624千円です。また、計画期間中の汚水処理人口普及率は96.9%(令和5年度実績)、当初目標値は97.8%であることから、おおむね計画通りに進捗しました。

(単位：千円)

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R01年度	R02年度	R03年度	R04年度	R05年度	R06年度	計	
公共下水道	当初計画額	1,621,738	2,378,803	2,601,308	2,514,985	2,391,976	2,519,576	2,502,876	2,419,676	2,421,376	2,479,876	23,852,190
	実績額	1,621,738	1,802,130	2,301,892	2,254,275	2,134,636	2,474,608	2,641,083	2,601,508	2,452,969		20,284,839
農業集落排水	当初計画額	525,259	523,878	529,247	523,321	492,719	477,501	465,097	469,962	442,712	397,679	4,847,375
	実績額	525,259	523,251	524,586	530,322	493,985	485,894	488,322	502,158	447,697		4,521,474
浄化槽	当初計画額	36,948	32,315	40,267	40,508	41,100	41,513	41,852	41,852	41,852	41,852	400,059
	実績額	36,948	31,970	30,837	26,926	25,386	29,437	27,554	29,246	22,013		260,317
3事業合計	当初計画額	2,183,945	2,934,996	3,170,822	3,078,814	2,925,795	3,038,590	3,009,825	2,931,490	2,905,940	2,919,407	29,099,624
	実績額	2,183,945	2,357,351	2,857,315	2,811,523	2,654,007	2,989,939	3,156,959	3,132,912	2,922,679		25,066,630

5 計画の進行管理

盛岡市下水道事業基本計画2025では、成果指標の達成状況や環境の変化に合わせて、主な取組内容を毎年度見直ししながら進行管理していきます。その上で、最終年度(令和16年度)において、取組状況や達成見込みを踏まえ、次期計画「盛岡市下水道事業基本計画2035」に反映させていきます。

盛岡市下水道事業経営戦略2025では、盛岡市下水道事業基本計画2025との整合を図りながら、毎年のローリングを実施し、進捗管理を行い、状況を「盛岡市上下水道事業経営審議会」で報告をします。また、4年に1回下水道使用料の妥当性を含めた経営状況の見直しを行い、必要に応じ、経営戦略の改定を実施します。



6 基本理念

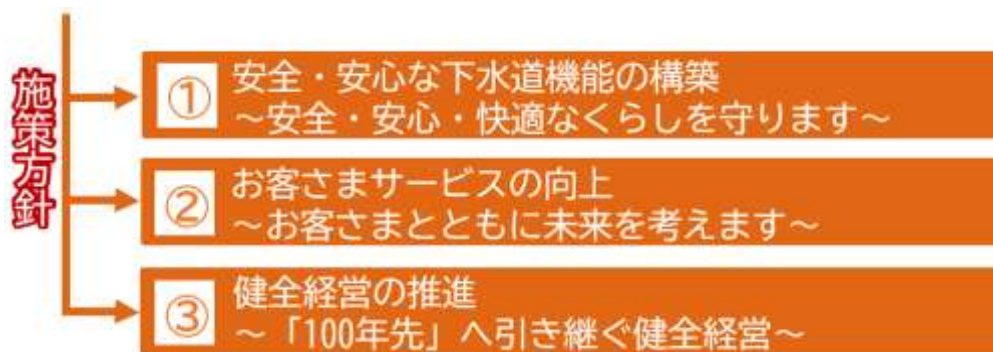
本ビジョンでは、本市の下水道事業における現状と課題を踏まえ、下水道事業の目指すべき理想像である基本理念を実現するため、次の3つの施策方針を定めます。

現状と課題					
普及状況	災害対策	下水道施設	環境対策	お客さまサービス	事業経営



基本理念

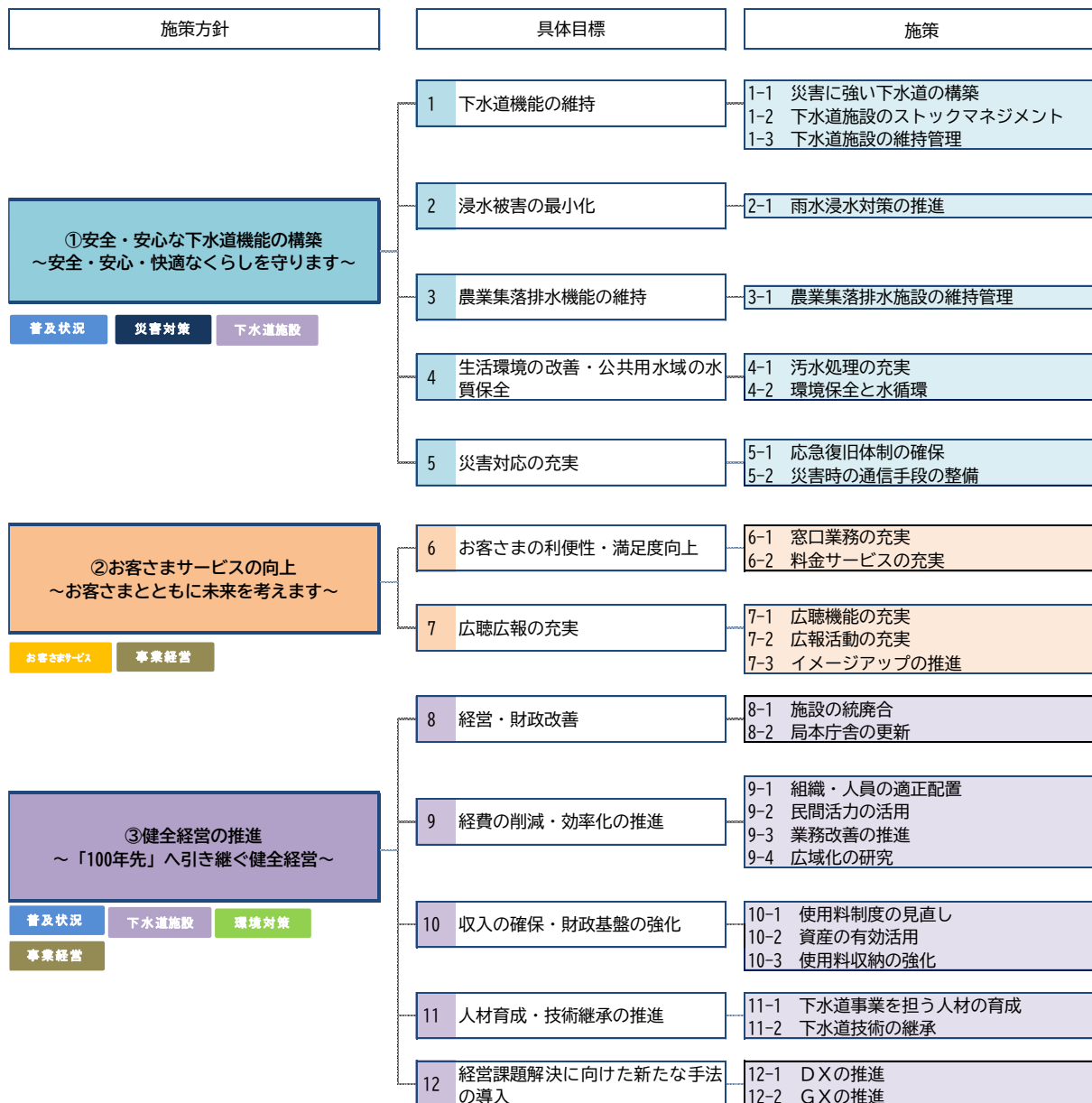
災害に強く、安全・安心な下水道システムを
築き、快適な市民生活や社会生活をいつまでも
支え続ける下水道を目指す



盛岡市下水道事業基本計画 2025

1 施策の体系

下水道事業が抱える6つの課題の解消を図り、事業経営を着実に進めるために、3つの施策方針に基づき、計画期間内(令和7年度から16年度まで)の具体目標及び施策を次のとおり定め、実施します。



施策方針① 安全・安心な下水道機能の構築

下水道は、生活や都市活動が存続するために不可欠なライフラインです。平常時はもとより事故や災害が発生した場合でもその役割を果たしていくため、日常の維持管理に努めるとともに、下水道施設の耐震化等を推進していく必要があります。今後も快適な生活を支え、持続可能な下水道であり続けるため、計画的に施設の維持・管理に取り組んでいきます。

具体目標1 下水道機能の維持

施策 1-1 災害に強い下水道の構築

近年多発する地震災害、豪雨災害の発生に対しても下水道の有する機能を確保し、安心・安全・快適な暮らしを守る為、「盛岡市総合地震対策計画」及び「盛岡市耐水化計画」に基づき下水道施設の計画的な耐震化・耐水化を行います。

主な取組

事業番号1 公共下水道施設耐震化事業・耐水化事業

「盛岡市総合地震対策計画」、「盛岡市耐水化計画」の計画的な更新や計画に基づいた管路施設、ポンプ場施設等の耐震化、耐水化を実施します。

施策 1-2 下水道施設のストックマネジメント

本市の公共下水道は昭和28年に着手しており、保有している施設の多くが老朽化を迎えようとしています。施設の老朽化による維持管理業務の課題への対策として「盛岡市下水道ストックマネジメント計画」による計画的な下水道施設全体の点検・調査、修繕・改築を進め施設管理の最適化に取り組んでいきます。

主な取組

事業番号2 公共下水道施設長寿命化対策事業

「盛岡市下水道ストックマネジメント計画」の計画的な更新や計画に基づいた点検・調査の実施、修繕改築計画に基づいた更新を実施します。

施策 1-3 下水道施設の維持管理

公共下水道施設の適切な維持管理を行い、公共用水域の保全を図ります。

主な取組

事業番号3 処理場施設維持管理事業

事業番号4 ポンプ場施設維持管理事業

事業番号5 管渠施設維持管理事業

事業番号6 公共下水道施設維持管理事業

公共下水道施設の調査・点検・修繕などを効率的に実施し、施設の状態を良好に保ち、機能維持を図るとともに施設の適正な運転管理を行います。

具体目標2 浸水被害の最小化

施策 2-1 雨水浸水対策の推進

近年は、気候変動の影響による降雨量の増加により、従来想定していなかった規模での浸水被害が全国的に頻発していることから、「効果的なハード対策」、「ソフト対策の強化」、「自助の促進」を推進することにより、浸水被害の最小化を図ります。

主な取組

事業番号7 公共下水道雨水施設整備事業

雨水施設未整備地区における幹線整備及び面整備等を計画的に行うとともに、過去に浸水被害を受けた地区の対策を行います。

事業番号8 内水ハザードマップ作成事業

内水浸水による浸水被害の軽減を図るため、事業計画区域内の浸水想定や避難場所等を記載した内水ハザードマップを作成して公表します。また、水防法に基づき、想定最大規模降雨による雨水出水浸水想定区域図を作成して公表します。また、施設整備状況に応じて作成済み浸水想定を更新を行います。

事業番号9 土のうステーション整備事業

各地域の自助による浸水対策を推進するため、町内会・自治会等からの申請により、土のうステーションの設置及び維持管理を行います。

具体目標3 農業集落排水機能の維持

施策 3-1 農業集落排水施設の維持管理

生活雑排水などの汚水等进行处理することにより、農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図ります。また、処理水の農業用水への再利用や汚泥の農地還元を行うことにより、農業の特質を生かした環境への負荷の少ない循環型社会の構築に貢献します。

主な取組

事業番号 10 処理場施設維持管理事業

事業番号 11 管渠施設維持管理事業

事業番号 12 農業集落排水施設維持管理事業

農業集落排水施設の調査・点検・修繕などを効率的に実施し、施設の状態を良好に保ち、機能維持を図るとともに施設の適正な運転管理を行います。

具体目標4 生活環境の改善・公共用水域の水質保全

施策 4-1 汚水処理の充実

人口減少の加速に伴う財源確保の課題や、ストック増大による維持管理費用の増大など、下水道整備を取り巻く環境は年々厳しいものとなっていることから、より効率的かつ計画的に汚水施設の整備を行い、未普及地域の解消を図ります。

主な取組

事業番号 13 公共下水道汚水施設整備事業
汚水施設未整備地区における幹線整備及び面整備を計画的に行います。

施策 4-2 環境保全と水循環

水洗化の促進を行い、公衆衛生の向上や公共用水域の水質の保全を図ります。また、公共用水域等の水質保全の観点から浄化槽の普及促進を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ります。

主な取組

事業番号 14 水洗化普及促進事業
公共下水道処理区域内の水洗化率向上を図るため、下水道整備課と連携した本管整備前及び整備後の住民説明会や未水洗化世帯への戸別訪問等により、水洗化促進に努める。特に戸別訪問においては、早期の水洗化に繋がるよう本管整備後間もない地域を中心に啓発を行います。

事業番号 15 浄化槽整備事業
公共下水道及び農業集落排水の整備予定区域以外の地域において、専用住宅等への浄化槽の設置に要する経費に対し補助金を交付します。また、公共下水道全体計画区域の一部を浄化槽による整備区域に見直し、対象区域の補助率を4割から7割に引き上げる「汚水処理人口普及率100%達成プラン」を令和7年度から実施します。

事業番号 16 公設浄化槽維持管理事業
浄化槽市町村整備推進事業において設置した126基(令和3年度に1基廃止のため、現在は125基)の維持管理及び施設修繕を実施します。

具体目標5 災害対応の充実

施策 5-1 盛岡市上下水道局災害対策マニュアルの見直し

地震、大雨・洪水、停電、テロなどの事態においても、排水機能低下による市民生活・社会経済活動への影響を最小化し、一層の災害対策強化を図っていきます。

主な取組

事業番号 17 盛岡市上下水道局災害対策マニュアルの見直し
災害対応能力の強化を目的とした訓練を実施し、マニュアルが適切であるか検証を行います。

施策 5-2 災害時の通信手段の整備

災害時においても安定した確実な通信手段を確保するため、無線設備の再構築を図っていきます

主な取組

事業番号 18 災害時の通信手段の整備

非常時においても安定した通信を確保するため、現在考えられる手段(アナログ、デジタル、IP 等)について、通信エリア、費用等の比較検討を行い、最適な設備への更新を行います。

施策方針② お客さまサービスの向上

下水道事業は、お客さまにお支払いいただく下水道使用料収入を主な財源として事業を行っており、事業運営に当たっては、お客さまのご理解とご協力が不可欠です。また、お客さまの幅広いニーズを的確に把握し、利便性や満足度を高める取組を実施していく必要があります。今後とも、生活に密着した下水道サービスの向上を目指し、下水道でのお困りごとなど相談等への職員による対応、使用料の支払い方法の多様化やお客さまセンターのさらなる充実に努めていきます。

具体目標6 お客さまの利便性・満足度向上

施策 6-1 窓口業務の充実

民間企業が持つノウハウやネットワークを活用し、一層のサービス向上を図るため、平成23年度からお客さまセンターを設置し、下水道使用料の収納や検針、給水開始・中止の申込受付などの業務を民間事業者へ委託しています。

今後も受託業者と連携して、お客さまセンターの円滑な運営を推進し、お客さまの声を施策に反映していくことで、お客さま満足度の高いサービスの提供を図ります。

主な取組

事業番号 19 お客さまセンターの運営管理

既に委託している業務のほか、お客さまの利便性向上や経営効率化につながる業務を検証し、受託業者と連携して更なるお客さまサービスの向上に努めます。

施策 6-2 料金サービスの充実

コンビニエンスストアでの料金収納などに加え、お客さまニーズや他の水道事業体を実施しているサービスについて、費用対効果を検証しながら実施していきます。

また、新たな技術についての情報を積極的に収集し、サービスの向上につながるものについては導入を進めていきます。

主な取組

事業番号 20 納付環境の整備

更なるお客様サービス向上に向け、納付環境の整備を進めることにより、下水道使用料の確実な収納とサービス向上に努めます。

具体目標7 広聴広報の充実

施策 7-1 広聴機能の充実

お客さまのご意見、ご要望を的確に事業運営に反映し、事業の更なる充実を図るため、今後とも、お客さまの声をお聞きする仕組みづくりや機会の拡充に努めます。

主な取組

事業番号 21 お客さまの声をお聞きする仕組みづくり

局広報紙やホームページ、主催イベントでの参加者アンケート等での意見収集の充実に加え、新たな広聴手法を検討します。併せて、お客さまニーズの分析、事業への反映方法についても研究します。

施策 7-2 広報活動の充実

安心して下水道を利用し、下水道事業への理解をより深められるよう、お客さまの関心が高い情報を分かりやすく提供します。

また、お客さまと交流し相互理解を深めるため、職場体験の受け入れや出前講座のほか、水道事業のイベントにおいてもマンホールカード等を活用した下水道事業のPRを実施していきます。そのほか、いつでもどこでも、下水道事業への理解を深められるように、動画発信も引き続き実施します。

主な取組

事業番号 22 局広報紙「みずの輪」の発行

局広報紙「みずの輪」を年2回以上発行します。お客さまと事業者が課題を共有するための特集記事や活動報告を中心に掲載し、「楽しく読める広報紙」づくりを目指します。

事業番号 23 局ホームページ「みずの輪」の運営管理

適宜掲載内容を更新し、局広報紙や広報もりおかなどとリンクして積極的に情報を発信します。また、お客さまから問い合わせがあった内容などを反映し、より必要とされている情報を発信します。

事業番号 24 広報用動画の作成及び活用

下水道事業を身近に感じてもらうため、下水道の仕組み等の動画の作成及び配信を行います。

事業番号 25 対面型広報による下水道の魅力発信

職場体験の受け入れや出前講座などを行い、対面型広報の充実を推進します。また、水道事業のイベントにおいても下水道事業のPRを行うとともに、下水道広報の強みであるデザインマンホールやマンホールカードなどを活用し、下水道事業について興味・関心を持っていただける機会となるよう取り組みます。

施策 7-3 イメージアップの推進

広報活動による住民との連携(コミュニケーション)の促進を目指します。また、広報担当者の資質向上に加えて、局職員一人ひとりの広報意識の向上と協力体制の強化による組織的な広報展開を目指します。

主な取組

事業番号 26 盛岡市上下水道局広報戦略方針の実践

令和5年3月に策定した「広報戦略方針」及び「短期広報戦略」に基づき、職員個々の広報活動への意識啓発及び広報力の向上を図ります。

施策の方向性③ 健全経営の推進

今後、人口減少に伴い下水道使用料収入が減少していく状況でも、老朽施設の更新や災害対策等の課題に対応するため、投資需要に見合う財源の確保が必要となります。そのため、適切な維持管理によるライフサイクルコストの縮小化やコスト削減などを通じ、より効率的な事業運営につなげるとともに、料金制度の見直しなども含めた経営基盤の強化を図っていきます。

また、公営企業職員としての経営感覚の向上やこれまでに培った下水道技術の継承に努め、安定した事業運営を支える人材の育成を着実に推進し、運営基盤の強化を図ります。

具体目標8 経営・財政改善

施策 8-1 施設の統廃合

農業振興地域の生活環境の向上、水環境の保全を図りながら、農業集落排水事業を取り巻く環境の変化に対応した持続可能な汚水処理事業を推進するため、各施設の特性に併せた最適な汚水処理方法への転換を図ります。

主な取組

事業番号 27 農業集落排水施設整備構想

各施設の特性や将来予測に基づき、施設の統廃合に向けて実施する内容を農業集落排水施設整備構想として策定し、各施設ごと汚水処理方法の転換に必要な事業を実施します。

施策 8-2 局本庁舎の更新

局本庁舎について、耐用年数を考慮し、令和 25 年度に建替を行うことを目標とし、今後、基本構想及び建替時期を踏まえたロードマップを策定するとともに、建設資金の確保(資金計画)を検討します。

主な取組

事業番号 28 局本庁舎の更新

局新庁舎建設に向けた基本構想の策定や現庁舎の延命のための計画的な補修を実施します。

具体目標9 経費の削減・効率化の推進

施策 9-1 組織・人員の適正配置

お客さまニーズに的確に対応できる組織・人員体制を確立するため、組織や人員配置の適正化に努めていきます。

主な取組

事業番号 29 適正な組織及び人員配置への取組
定員管理計画に基づき、適正な職員定数とするよう努めます。

施策 9-2 民間活力の活用

下水道機能の安全・安定とお客さまサービスを最優先とした上で、委託可能な業務を選定し、経費節減効果が見込まれるものは順次検討し実施していきます。

主な取組

事業番号 30 PPP/PFI の導入検討
下水道施設の整備等の方針を検討するに当たって、多様な PPP/PFI手法の導入が妥当かどうかを、適切な時期に検討を行います。

施策 9-3 業務改善の推進

事務事業の見直しにより、今後も健全で効率的な事業運営につながる取組を継続し、より一層事業の活性化につながる方策を検討します。

主な取組

事業番号 31 業務改善の推進
事務事業見直しに係る個人提案、各課提案の機会を年1回設定し、アイデアを提案しやすい場を設けます。また、業務マニュアルの適正な管理、運用についての周知、確認を行い、各課の業務の効率化を促進します。

施策 9-4 広域化の研究

将来の事業環境に対応し、経営的、技術的に持続可能な事業運営のあり方について、周辺の下水道事業体等と協調しながら研究していきます。また、従来の枠組みを超えた広域化について、広域的な災害対応など、分野別の連携も含めて検討を行います。

主な取組

事業番号 32 盛岡広域における下水道事業の経営安定化に関する研究
盛岡広域における下水道事業の実情を理解しながら、将来も安定した経営が持続するために、協力・連携可能な分野・項目の研究を行います。

具体目標 10 収入の確保・財政基盤の強化

施策 10-1 使用料制度の見直し

長期的な経営見通しを把握し、4年に1度の料金の見直しを検討します。

主な取組

事業番号 33 適正使用料の検証

更新需要の算出と水需要予測による長期財政収支見通しを示し、使用料の妥当性について検討します。

施策 10-2 資産の有効活用

下水道施設としての用途を廃止した資産については、有効な活用方法を検討します。

主な取組

事業番号 34 「休止・廃止施設」の整理活用の推進

「休止・廃止施設」整理活用計画に基づき、事業の実施と進捗管理を行います。

施策 10-3 使用料収納の強化

下水道使用料の未収金解消を図り収納率を向上させることにより、財政基盤の強化を図ります。

主な取組

事業番号 35 使用料収納の強化

使用者に対して便利で確実な口座振替の勧奨を行うとともに、新たな納付方法も検討します。また、高額滞納者等に対して滞納処分を実施します。

具体目標 11 人材育成・技術継承の推進

施策 11-1 下水道事業を担う人材の育成

安全・安心・快適な暮らしを維持するために必要な下水道の整備、維持管理の技術やノウハウを次世代に継承し、下水道事業を担う人材を育成していきます。

主な取組

事業番号 36 職場研修の充実強化

「上下水道局職員研修実施計画」に基づき、日本下水道協会や日本下水道事業団主催の研修をはじめとした企業職員研修を実施します。

施策 11-2 下水道技術の継承

現場技術の習得や技術指導を实践する職員の育成、職員の技術向上を図るため、研修体制の充実を図るとともに、自ら学ぶ職場風土の醸成に努めます。また、災害時における速やかな復旧には、地元企業との協力関係が不可欠です。実績と技術力を有する地元企業との連携を進め、お客さまがいつでも安心できる修繕体制の確立を目指します。

主な取組

事業番号 37 下水道技術の維持向上と緊急時対応能力の確保

研修を実施し、職員の技術力向上を図るとともに、パートナーシップ協定等により官民協働で 24 時間体制での修繕対応を目指します。

具体目標 12 経営課題解決に向けた新たな手法の導入

施策 12-1 DX の推進

将来の下水施設の維持更新への効率的な対応や職員の技術継承について、通信技術やAIなどのデジタル技術の活用が有効であることから、「盛岡市上下水道局デジタル・トランスフォーメーション推進実行計画」に基づき、局のDXを推進します。

主な取組

事業番号 38 DX の推進

「盛岡市上下水道局デジタル・トランスフォーメーション推進実行計画」に沿った事業の実施及び進捗管理を行います。

施策 12-2 GX の推進

公的事業者の社会的責任として地球温暖化防止に係る取り組みを行い、地球環境の保全に貢献するとともに、将来にわたり効率的かつ持続可能な事業を目指すため、「(仮称)グリーン・トランスフォーメーション推進実行計画」を策定し、取り組みを推進します。

主な取組

事業番号 39 GX の推進

GX 推進方針に沿った省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの活用等により、省エネ、創エネを推進の検討等を行います。

2 成果指標

本計画の実現に向けて、各施策の進捗管理を的確に実施するため、成果指標を定めます。

2-1 基本事項

計画の基本事項を人口減少の予測等から次のとおり設定します。

指標	令和5年度実績	令和11年度予測	令和16年度予測
行政区域内人口	278,410人	263,892人	251,500人
公共下水道処理区域内人口（A）	251,108人	240,425人	230,227人
農業集落排水処理人口（B）	6,618人	6,273人	5,978人
浄化槽処理人口（C）	12,110人	11,511人	10,995人
汚水処理人口（A+B+C）	269,836人	258,209人	247,200人

2-2 施策別指標

施策の方向性① 安全・安心な下水道機能の構築

具体目標	指標	優位性	令和5年度末実績	令和11年度目標	令和16年度目標
1	管路の耐震化率（重要な幹線等） 重要な幹線等の延長におけるLv.2地震動に対する耐震対策が施されている管路の割合を示します。	↑	実績値、目標値については、精査中		
1	管路の耐震化率 全ての管路の延長におけるLv.1地震動に対する耐震対策が施されている管路の割合を示します。	↑			
1	汚水ポンプ場の耐震化率 耐震化対象ポンプ場能力に対する耐震対策が施されたポンプ場能力の割合を示します。	↑	18.9%	30.7%	100.0%
1	雨水ポンプ場の耐震化率 耐震化対象排水面積に対する耐震対策が施された排水面積の割合を示します。	↑	41.6%	54.7%	100.0%
1	汚水ポンプ場の耐水化率 耐水化対象ポンプ場能力に対する耐水対策が施されたポンプ場能力の割合を示します。	↑	11.8%	30.7%	100.0%
1	雨水ポンプ場の耐水化率 耐水化対象排水面積に対する耐水対策が施された排水面積の割合を示します。	↑	41.6%	54.7%	100.0%

1	管渠改善率 令和2年度から令和16年度までの更生対象管渠延長のうち、更生を行った管渠延長の割合を示します。	↑	28.2%	64.1%	100.0%
1	管路事故発生件数 維持管理対象管路延長に対する道路陥没が発生した箇所数を示します。	↓	0.26箇所/km	0.15箇所/km	0.15箇所/km
1	ポンプ場事故発生件数 ポンプ場で停止事故が発生した件数を示します。	↓	0.0件/場	0.0件/場	0.0件/場
2	下水道雨水施設整備率 雨水事業計画面積のうち、雨水施設の整備が完了した面積の割合を示します。	↑	68.8%	69.9%	70.9%
3	平均放流水質（pH） 5.8以上～8.6以下	↓	7.0	7.0	7.0
3	平均放流水質（SS） 7施設の平均放流水質の平均を示します。基準値50mg/ℓ以下	↓	2.5mg/ℓ	5.0mg/ℓ以下	5.0mg/ℓ以下
3	平均放流水質（BOD） 7施設の平均放流水質の平均値を示します。基準値20mg/ℓ以下	↓	3.7mg/ℓ	5.0mg/ℓ以下	5.0mg/ℓ以下
3	平均放流水質（大腸菌群数） 7施設の平均放流水質の平均値を示します。基準値3,000個/cm ³ 以下	↓	7個/cm ³	10個/cm ³ 以下	10個/cm ³ 以下
3	平均放流水質（全窒） 7施設の平均放流水質の平均値を示します。基準値120mg/ℓ以下	↓	7.0mg/ℓ	10.0mg/ℓ以下	10.0mg/ℓ以下
3	平均放流水質（全リン） 7施設の平均放流水質の平均値を示します。基準値16mg/ℓ以下	↓	7.0mg/ℓ	7.0mg/ℓ以下	10.0mg/ℓ以下
3	管路事故発生件数 維持管理対象管路延長に対する道路陥没が発生した箇所数を示します。	↓	0.51箇所/km	0.24箇所/km	0.24箇所/km
4	下水道汚水施設整備率 汚水事業計画面積のうち、汚水施設の整備が完了した面積の割合を示します。	↑	88.0%	90.4%	91.5%
4	汚水処理人口普及率 盛岡市の行政人口のうち、公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽事業において汚水処理が完了した人口の割合を示します。	↑	96.9%	97.8%	98.3%

施策の方向性② お客さまサービスの向上

具体目標	指標	優位性	令和5年度末実績	令和11年度目標	令和16年度目標
6	下水道使用料収納率（現年度分） お客さまから実際に納められた金額の割合です。利用者間の公平性と安定した経営を維持するため重要な指標です。	↑	98.47%	98.66%	98.78%
7	局ホームページ訪問者数 局ホームページにアクセスした人数です。この値が高いほど、お客さまの水道事業への関心が高まっていると高いと考えられます。	↑	114,875人	117,000人	120,000人

施策の方向性③ 健全経営の推進

具体目標	指標	優位性	令和5年度末実績	令和11年度目標	令和16年度目標
10	経常収支比率 使用料収入等の収益で、維持管理費等の費用をどの程度賄えているかを示す指標です。100%以上となっていることが必要です。	↑	103.14%	100%以上	100%以上
10	経費回収率 汚水処理に係る費用が、どの程度使用料で賄えているかを示す指標です。100%以上となっていることが必要です。	↑	100.03%	100%以上	100%以上
11	技術継承研修開催回数 職員の技術力向上につながる取組状況を示す指標です。	↑	50回	50回	50回
12	新規のGX施策数 推進に当たっては、これまでの施策の枠を超え、環境への負荷軽減に向けたあらゆる取組が求められています。	↑	0件	10件	15件
12	新規のDXの施策数 推進に当たっては、幅広い分野にわたり、最新のデジタル技術を採用したあらゆる取組が求められています。	↑	16件	25件	31件

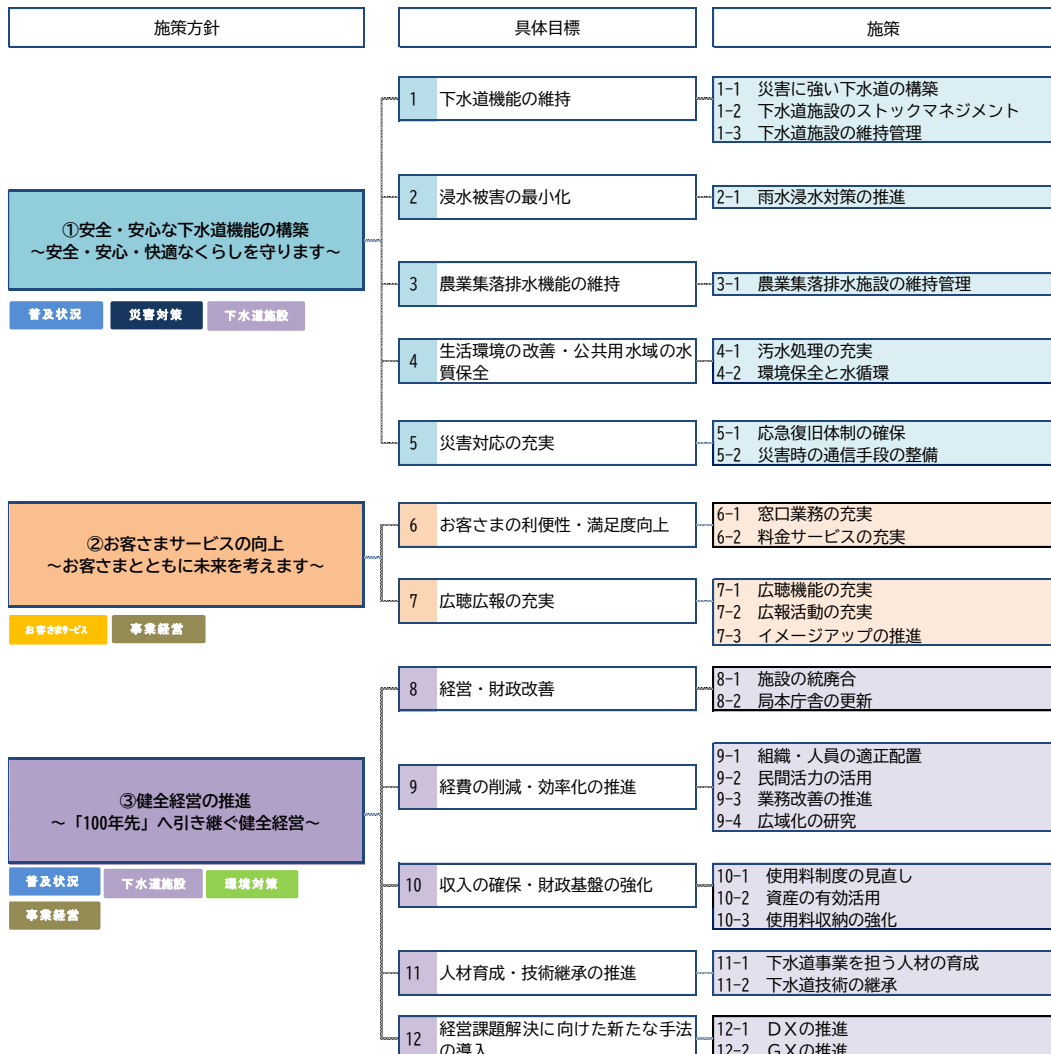
盛岡市下水道事業経営戦略 2025

水道・下水道事業などを実施する公営企業は、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画である「経営戦略」を策定・改定する場合には、「経営戦略策定・改定ガイドライン」(平成 31 年3月 29 日付総務省自治財政局公営企業三課室長通知)で示した留意事項を踏まえて作成することが求められています。

本市の下水道事業経営戦略は、この取扱いに準じる形で構成しています。

1 経営の基本方針

経営戦略では、盛岡市下水道ビジョン2045の基本理念である「災害に強く、安全・安心な下水道システムを築き、快適な市民生活や社会生活をいつまでも支え続ける下水道を目指す」の実現に向けて、盛岡市下水道事業基本計画 2025 で定めた施策の方向性及び具体目標を継承します。その上で、施策方針の実現に向けて、特に力を入れて取り組むべき事業実施のための財源を確保するとともに、経営の効率化や健全化を図り、安定した経営に取り組みます。



2 計画期間

経営戦略の期間については、設備投資などの経費試算やそれに伴う収入の確保により、長期間に渡り検討を行う必要があることから、令和7年度から26年度までの20年とします。

ただし、社会状況の変化に対し、遅滞なく事業に要する費用の見直しや、経費確保のための使用料改定等の検討に必要な間隔を確保する必要があることから、4年度ごとに内容を見直すことといたします。

3 公共下水道事業

3-1 事業概要(令和6年3月31日時点)※使用料のみ令和7年4月1日時点

3-1-1 事業の現況

3-1-1-1 施設

供用開始年度(供用開始後年数)	昭和30年4月1日(供用開始後70年)
法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法適(平成17年4月1日全部適用)
処理区域内人口密度	49.2人/ha
流域下水道等への接続の有無	有(北上川上流流域下水道に接続)
処理区数	処理区数:1 統合履歴:平成25年4月に単独公共下水道中川原処理区657haを北上川上流流域下水道(都南処理区)に編入
処理場数	処理場数:0 廃止履歴:平成25年3月に中川原終末処理場を廃止
広域化・共同化・最適化実施状況	処理区域全てを北上川上流流域下水道に接続済

3-1-1-2 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	基本使用料と従量使用料で構成される二部使用料制となっており、従量使用料は、水量の増加に伴って単価が割高となる逡増型を採用している。 【下水道使用料表(水道使用者・1か月)】のとおり。
-------------------	--

業務用使用料体系の概要・考え方	公衆浴場汚水についてのみ別区分としている。 【下水道使用料表(水道使用者・1か月)】のとおり。				
その他の使用料体系の概要・考え方	井戸水使用の場合は、次のとおり。 【検針井戸】汚水排出量に応じて、一般家庭用使用料体系と同じ方法で算出する。 【検針井戸(市水道と併用使用)】汚水排出量に応じて、従量使用料のみ算出する。(基本使用料は認定しない。) 【家事用井戸】使用している世帯の人数で算出する。 【下水道使用料表(家事用井戸使用者・1か月)】のとおり。				
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和5年度	2,455 円	実質的な使用料 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和5年度	3,028 円
	令和4年度	2,455 円		令和4年度	3,014 円
	令和3年度	2,455 円		令和3年度	3,003 円

【下水道使用料表(水道使用者・1か月)】※令和7年4月1日時点 ※消費税を含む。

汚水の種別	基本使用料	従量使用料 (1㎡につき)						
		第1段	第2段	第3段	第4段	第5段	第6段	第7段
一般汚水	1,287円	1～5㎡ まで 66円	6～10㎡ まで 77円	11～15㎡ まで 132円	16～20㎡ まで 143円	21～25㎡ まで 176円	26～30㎡ まで 198円	31㎡以上 275円
公衆浴場汚水	1,287円	1㎡以上：28円						
臨時汚水	-	1㎡以上：376円						

【下水道使用料表(家事用井戸使用者・1か月)】※令和7年4月1日時点 ※消費税を含む。

世帯人員	使用料	
	専用	併用
1人	1,617円	165円
2人	2,002円	330円
3人	2,662円	522円
4人	3,377円	715円
5人	4,257円	1,045円
6人	5,247円	1,375円
7人	6,622円	1,732円
8人	7,997円	2,090円

3-1-1-3 組織

平成 22 年度に水道部と下水道部の組織統合を行った。

上下水道事業管理者							
上下水道部長							
上下水道部次長(2人)							
単位:人							
	総務課	経営企画課	給排水課	下水道整備課	下水道施設管理課	玉山事務所	合計
参事		1		1			2
課長級	1		1		1		3
課長補佐級	2	2	5	3	3		15
係長級	2	5	13	7	2		29
主任	6	6	6	2	5		25
主事・技師	3	9	3	11	5		31
下水道技師					13		13
合計	14	23	28	24	29	0	118

※総務課、経営企画課及び給排水課は、水道事業に従事する職員を含む。

※玉山事務所は、市長部局との兼務職員であるため、人数には含めない。

3-1-2 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	平成 23 年度から使用料の徴収や窓口業務を包括的民間委託している。
	イ 指定管理者制度	該当無し。
	ウ PPP・PFI	該当無し。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)	該当無し。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)	該当無し。

3-1-3 これまでの主な経営健全化の取組

3-1-3-1 人件費の抑制

平成 22 年度に水道部と下水道部を組織統合したことにより、人件費等の削減を行いました。

3-1-3-2 施設・整備の廃止・統合

平成 25 年度から市単独の終末処理場を廃止し、県が事業主体の北上川上流流域下水道に切り替えを行いました。

3-1-3-3 スtockマネジメント

令和2年度に策定した「盛岡市下水道ストックマネジメント計画」に下水道施設全体の点検・調査・改築の方針を定め、効率的な施設管理を行っています。耐用年数に基づいた更新では、年度ごとに事業費が増減し、1年当たり約 70 億円の事業費となりますが、ストックマネジメントに基づいた更新では、事業費を平準化し、1年当たり約 40 億円の事業費が見込まれています。

3-1-4 経営比較分析表等を活用した現状分析

本市の水道事業における「経営比較分析表」(令和4年度版:最新)は次のとおり総務省のホームページで公表されています。(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei/r04keieihikakubunsekihyo.html)

この表は、公営企業において、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、当該団体の経年比較や他公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことにより、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握するものです。

本市の公共下水道経営を取り巻く環境としましては、他自治体と同様、人口減少や節水機器の普及等の影響により使用料収入の増加は見込めない反面、これまで投資してきた資産の更新・改築需要が増大することから、より厳しいコスト意識が必要となっています。

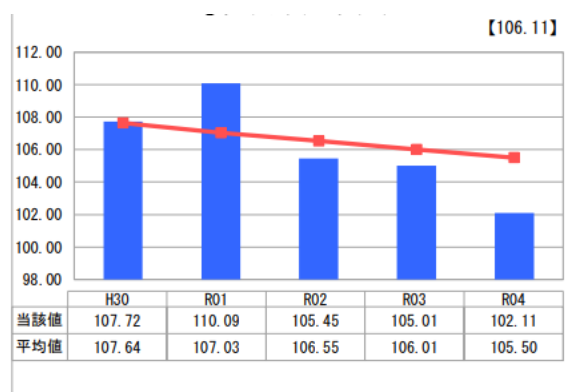
今後も、より効果的で持続可能な汚水処理を進めるため、汚水処理基本計画やストックマネジメント計画等に基づき、将来にわたって市民が下水道事業のサービスを安定的に受けられるような事業経営に努める必要があります。

3-1-4-1 経常収支比率(%)

$$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$$

経常収支比率は、当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。当該指標は、単年度の収支が黒字であることを示す 100%以上となっていることが必要です。数値が 100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要です。

本市では、県の流域下水道維持管理負担金単価の増加などにより、令和4年度も前年度に引き続き類似団体及び全国平均を下回る結果となったが、健全経営の水準とされる 100%以上で推移しています。



グラフ凡例

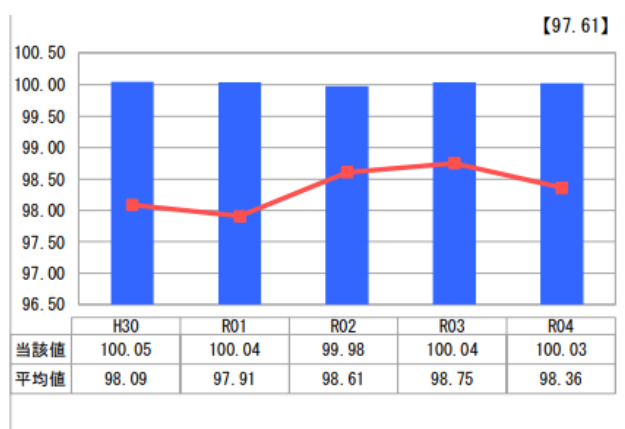
- 盛岡市(当該値)
- 類似団体平均(平均値)
- 【 】 R4全国平均

3-1-4-2 経費回収率 (%)

$$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}} \times 100$$

経費回収率は、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能です。当該指標は、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す 100%以上であることが必要です。数値が 100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要です。

本市では、おおむね 100%で推移しているが、将来の事業継続に向けて、下水道使用料の見直しにより更新財源を確保するとともに計画的な投資を行っていきます。

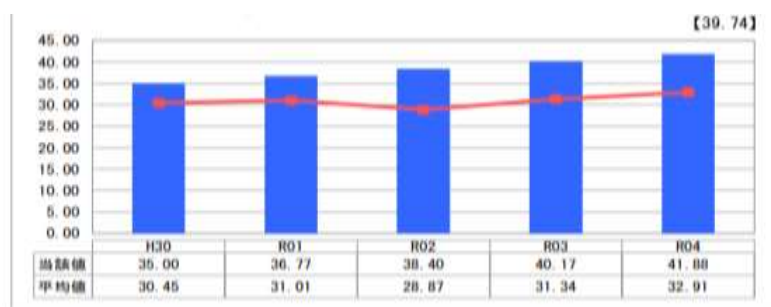


3-1-4-3 有形固定資産減価償却率 (%)

$$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$$

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示します。当該指標については、明確な数値基準はないと考えられるため、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められます。

本市では、上昇傾向にあるほか類似団体及び全国平均を上回っており、施設全体の老朽化が進行しているため、計画的な改築更新に向けた取組の強化が必要です。

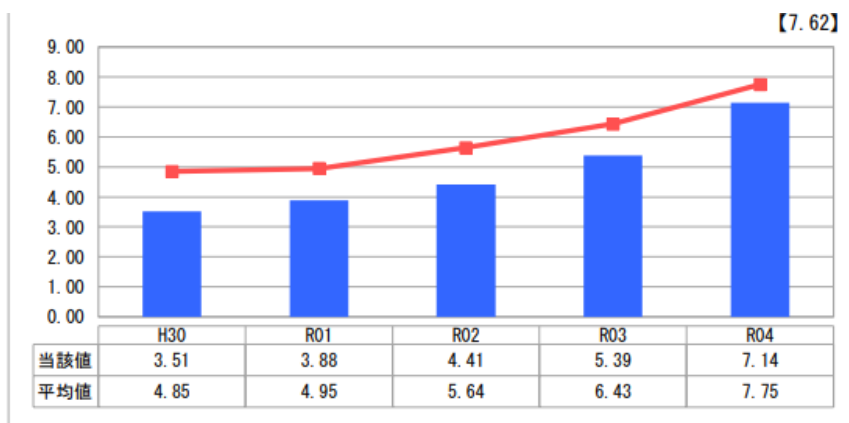


3-1-4-4 管渠老朽化率(%)

$$\frac{\text{法定耐用年数を経過した管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$$

法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化度合を示します。当該指標は、明確な数値基準はないと考えられるため、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、耐震性や、今後の更新投資の見通しを含め、対外的に説明できることが求められます。

本市では、全国平均値や類似団体平均値に比較して低い一方、年々上昇しています。将来の事業継続に向けて、更新財源を確保するとともに計画的な投資に取り組む必要があります。



3-2 将来の事業環境

本ビジョンの 3-1 普及状況(6ページ)、3-6 事業経営(10 ページ)などでも触れていますが、本市の公共下水道事業を取り巻く将来の事業環境は、次のとおり予測しています。

3-2-1 処理区域内人口の予測

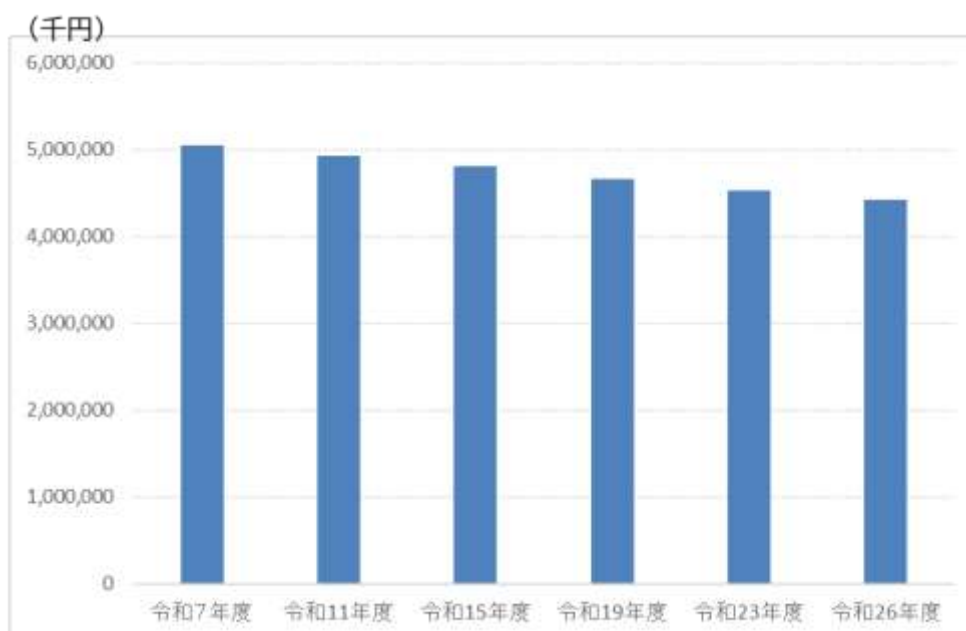
盛岡市総合計画の人口推計をもとに処理区域内人口を予測すると、本ビジョンの初年度である令和7年度に 248,059 人、令和 26 年度には 209,535 人まで減少(令和7年度比△16%)すると見込まれます。

3-2-2 有収水量の予測

処理区域内人口の予測をもとに有収水量を予測すると、本ビジョンの初年度である令和7年度に年間 2,691 万 m^3 、令和 26 年度には 2,396 万 m^3 まで減少(令和7年度比△11%)すると見込まれます。

3-2-3 使用料収入の見通し

令和7年4月1日から公共下水道使用料について改定を行い、令和6年度と比較して 10 億円の収入増を見込んでいます。しかし、有収水量の予測をもとに使用料収入を予測すると、本ビジョンの初年度である令和7年度に 5,046,738 千円、令和 26 年度には 4,422,317 千円まで減少(令和7年度比△12.4%)すると見込まれます。



3-2-4 施設の見通し

令和2年度に策定した「盛岡市下水道ストックマネジメント計画」に下水道施設全体の点検・調査、改築の方針を定め、効率的な施設管理を行っています。耐用年数に基づいた更新では、年度ごとに事業費が増減し、1年当たり約 70 億円となるが、ストックマネジメントに基づいた更により、事業費を平準化し、1年当たり約 40 億円の事業費が見込まれています。

3-2-5 組織の見通し

安定的な経営の維持を図るため、市長部局と連携し、今後も効率的な人員配置に努め、定員適正化を推進し、効率的な業務体制を構築します。

3-3 投資・財政計画(収支計画)

3-3-1 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

経営戦略における投資・財政計画は別紙のとおり令和7年度から令和26年度までの期間とします。今後、ビジョンや基本計画を実現していく中で、特に力をいれて進めていく投資事業と、給水収益や起債など財源確保の方針について記載します。

3-3-1-1 収支計画のうち投資についての説明

①耐震化・浸水対策の推進

- ・ポンプ場の耐震化
- ・管渠の耐震化
- ・浸水対策の推進

②旧中川原終末処理場の解体・活用

本市の東南部、中津川左岸の既成市街地から東方の小高い山地に向かって市街地化が進んでいる地域を処理区域としていましたが、平成25年4月1日から、市内全区域が岩手県北上川上流流域下水道にて処理されたことにより、役割を終えました。施設の老朽化による倒壊のリスクや地域住民の安全性の確保の観点から、解体に向けて計画的に実施するとともに、今後の活用について検討していく必要があります。

③不明水対策

不明水は下水の処理費用の増大も招き、下水道経営への負担にもつながることから、これまでの発生源を特定した修繕だけではなく、老朽化対策と組み合わせた効率的な取組を検討し、不明水の増大を防いでいくこととします。

3-3-1-2 収支計画のうち財源についての説明

①下水道使用料について

令和7年4月から平均改定率24.7%とする公共下水道使用料の改定を実施します。今後は、人口減少が予想される中で、収益の安定化を図るため、経営状況の分析を行い、適正な下水道使用料について検討を行います。

②企業債について

下水道施設は将来にわたって長期間使用するため、施設整備に要する費用の負担は世代間で公平性を保つ必要があります。そのため、企業債を借り入れることで施設整備に

要する費用を一時的に調達し、長期にわたって償還していくことで費用負担の平準化を図ります。企業債の借り入れにおいては将来世代に過度な負担をかけることのないように、下水道使用料収入とのバランスも考慮していく必要があります。また、施設の耐震化、老朽化に対応する事業費を見込むとともに、国庫補助金等も適切に見込んだ上で、借入を行います。

③繰入金について

一般会計からの繰入金については、毎年度総務省自治財政局長から通知される「地方公営企業繰出金について」に定める基準に基づき算定します。

3-3-1-3 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

①組織・人材・定員に関する事項

組織内の人員配置の見直しや民間事業者への外部委託を進めることにより業務を効率化し、職員数の削減、人件費の縮減を図ってきました。今後の事業規模や業務内容を勘案し、市長部局と調整した上で、経営の効率化と事業に応じた適切な職員定数等に努めます。

②委託費に関する事項

施設・管路の老朽化に伴う維持管理等に係る委託費の増加が見込まれるため、計画的な老朽化対策や点検、維持管理に必要な業務を見直すことで委託費の増加を抑えるよう検討していきます。また、修繕や機械器具等の更新なども含めた、より包括的な委託について今後検討していきます。

3-3-2 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

前述の投資・財政計画には反映させておりませんが、今後、国及び県の動向や、資金のストックの状況を注視しながら、反映時期を検討していくべき取組を記載しています。

3-3-2-1 今後の投資についての考え方・検討状況

①民間の資金・ノウハウ等の活用(PPP/PFI等の導入等)

ウォーターPPPの令和9年度導入に向け、令和6年度から導入可能性の調査に着手しています。岩手県下水環境課、北上川流域下水道事務所、近隣事業者との情報交換等に努めるほか他都市の事例及び対応について情報収集に努めるとともに、国土交通省の勉強会等に積極的に参加し情報収集及び意見交換を行い、官民連携導入に向け最適な手法を検討します。

②資金運用

下水道事業は、バランスシート上の預金として多額の現金を保有していますが、既に用途が決まっている資金が多く、そのまま活用することは難しいところです。このため、他事業体の資金運用手法を参考にしながら、これまでの定期預金による運用だけでなく、短期国債の購入など資金運用の適切な手法について検討します。

4 農業集落排水事業

4-1 事業概要(令和6年3月31日時点)

4-1-1 事業の現況

4-1-1-1 施設

供用開始年度(供用開始後年数)	太田地区 平成3年1月1日(供用開始後 34 年) 太田第二地区、上飯岡地区 平成9年4月1日(供用開始後 28 年) 下飯岡地区 平成 13 年4月1日(供用開始後 24 年) 乙部地区 平成2年7月1日(供用開始後 35 年) 乙部第二地区 平成 18 年4月1日(供用開始後 19 年) 巻堀地区 平成 12 年6月1日(供用開始後 25 年)
法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法適(令和6年4月1日全部適用)
処理区域内人口密度	3.7 人/ha
流域下水道等への接続の有無	無
処理区数	処理区数:7処理区
処理場数	処理場数:7処理場
広域化・共同化・最適化実施状況	平成 28 年3月に策定した盛岡市汚水処理基本計画に基づき「より効率的な汚水処理」の観点から、公共下水道・農業集落排水・浄化槽の適切な役割分担により持続的な汚水処理を推進し、最適化を図っている。

4-1-1-2 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	基本額:1世帯 1,467 円/月(消費税を含む。) 加算額:世帯員1人につき 434 円/月(消費税を含む。) 基本額と加算額の合計額
業務用使用料体系の概要・考え方	基本額:1世帯 1,467 円/月(消費税を含む。) 加算額:換算世帯員1人につき 434 円/月(消費税を含む。) ※換算世帯員(一般家庭の世帯員に対応する使用人数) 基本額と加算額の合計額

その他の使用料体系の概要・考え方	該当無し。				
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和5年度	2,769 円	実質的な使用料(20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和5年度	1,666 円
	令和4年度	2,769 円		令和4年度	1,842 円
	令和3年度	2,769 円		令和3年度	1,901 円

4-1-1-3 組織

平成 22 年度に水道部と下水道部の組織統合を行った。

上下水道事業管理者							
上下水道部長							
上下水道部次長(2人)							
単位:人							
	総務課	経営企画課	給排水課	下水道整備課	下水道施設管理課	玉山事務所	合計
参事		1		1			2
課長級	1		1		1		3
課長補佐級	2	2	5	3	3		15
係長級	2	5	13	7	2		29
主任	6	6	6	2	5		25
主事・技師	3	9	3	11	5		31
下水道技師					13		13
合計	14	23	28	24	29	0	118

※総務課、経営企画課及び給排水課は、水道事業に従事する職員を含む。

※玉山事務所は、市長部局との兼務職員であるため、人数には含めない。

4-1-2 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	平成 23 年度から使用料の徴収や窓口業務を包括的民間委託している。
	イ 指定管理者制度	該当無し。
	ウ PPP・PFI	該当無し。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)	該当無し。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)	該当無し。

4-1-3 経営比較分析表等を活用した現状分析

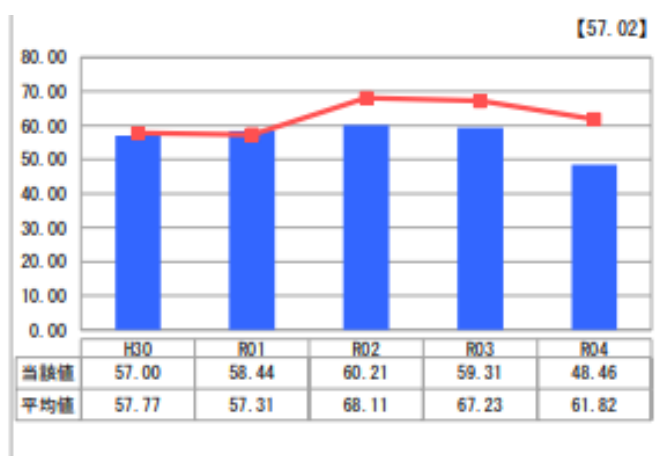
本市の農業集落排水事業は、人口減少等の影響により、今後の使用料収入の増加は見込めない状況ですが、今後は、これまで投資してきた資産の更新・改築需要が増大することから、より厳しいコスト意識が必要な状況です。引き続き、区域内の住民が安定的にサービスを受けられるような事業とするため、使用料について、体系も含め、適時適切な見直しを検討します。

4-1-3-1 経費回収率(%)

$$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}} \times 100$$

経費回収率は、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能です。当該指標は、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す 100%以上であることが必要です。数値が 100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要です。

本市では、100%を下回る状況が続いているため、使用料水準の適正化が課題となっています。



グラフ凡例

- 盛岡市（当該値）
- 類似団体平均（平均値）
- 【 】 R4全国平均

4-2 将来の事業環境

本ビジョンの 3-1 普及状況(6ページ)、3-6 事業経営(10 ページ)などでも触れていますが、本市の公共下水道事業を取り巻く将来の事業環境は、次のとおり予測しています。

4-2-1 処理区域内人口の予測

盛岡市総合計画の人口推計をもとに処理区域内人口を予測すると、本ビジョンの初年度である令和7年度に 6,509 人、令和 26 年度には 5,389 人まで減少(令和7年度比△17%)すると見込まれます。

4-2-2 汚水処理量の予測

処理区域内人口の予測をもとに汚水処理量を予測すると、本ビジョンの初年度である令和7年度に年間 816,001 m³、令和 26 年度には 675,663 m³まで減少(令和7年度比△17%)すると見込まれます。

4-2-3 使用料収入の見通し

処理区域内人口の予測をもとに使用料収益を予測すると、本ビジョンの初年度である令和7年度に 81,094 千円、令和 26 年度には 67,148 千円まで減少(令和7年度比△17%)すると見込まれます。

4-2-4 施設の見通し

現在、稼働している7施設のうち、古いものは供用開始から 30 年以上が経過しており、今後、老朽化による修繕や更新が増加するものと見込まれます。

4-2-5 組織の見通し

安定的な経営の維持を図るため、市長部局と連携し、今後も効率的な人員配置に努め、定員適正化を推進し、効率的な業務体制を構築します。

4-3 投資・財政計画(収支計画)

農業集落排水事業については、経営戦略の投資・財政計画は令和7年度から令和26年度までの期間としていますが、令和6年度に官公庁会計から企業会計に移行したところであり、今後は決算の状況を踏まえ、施設の維持管理と、これに伴う財源確保の方針を検討します。

4-3-1 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

4-3-1-1 収支計画のうち投資についての説明

①施設の維持管理

調査・点検・修繕などを効率的に実施し、施設の状態を良好に保ち、維持管理を図ります。

4-3-1-2 収支計画のうち財源についての説明

① 使用料について

令和6年4月より企業会計に移行したことから、令和6年度決算の状況を鑑み、収益の安定化を図るため、経営状況の分析を行った上で、適正な使用料の検討を行います。

② 企業債について

農業集落排水施設は将来にわたって長期間使用するため、施設整備に要する費用の負担は世代間で公平性を保つ必要があります。このため、施設整備の際は、企業債を借り入れて施設整備に要する費用を一時的に調達し、長期にわたって償還していくことで費用負担の平準化を図ります。

企業債の借入を実施するにあたっては、将来世代に過度な負担をかけることのないよう、使用料収入とのバランスも考慮する必要があるため、令和6年度の決算状況を踏まえて検討を行います。

③ 繰入金について

一般会計からの繰入金については、毎年度総務省自治財政局長から通知される「地方公営企業繰出金について」に定める基準に基づき算定します。

4-3-1-3 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

① 組織・人材・定員に関する事項

組織内の人員配置の見直しや民間事業者への外部委託を進めることにより業務を効率化し、職員数の削減、人件費の縮減を図ってきました。

引き続き、事業規模や業務内容を勘案し、市長部局と調整した上で、経営の効率化と事業に応じた適切な職員定数等に努めます。

4-3-2 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

4-3-2-1 今後の投資についての考え方・検討状況

令和6年度決算の状況を踏まえ、将来推計に基づき適宜予算の確保を行い、令和7年度以降に使用料等に反映していきます。

5 浄化槽事業

5-1 事業概要(令和6年3月31日時点)

5-1-1 事業の現況

5-1-1-1 施設(公設浄化槽事業)

供用開始年度(供用開始後年数)	平成20年8月27日(供用開始後17年)
法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法適(令和6年4月1日全部適用)
処理区域内人口密度	20.2人/ha
流域下水道等への接続の有無	無
処理区数	該当無し
処理場数	125基
広域化・共同化・最適化実施状況	該当無し。

5-1-1-2 使用料

一般家庭用使用料 体系の概要・考 え方	浄化槽の人槽区分に応じた使用料体系としている。				
	人槽区分		使用料(毎月)		
	5人槽		3,982円		
	6~7人槽		4,505円		
	8~10人槽		5,133円		
	11~15人槽		5,448円		
	16~20人槽		6,076円		
	21~25人槽		7,648円 (消費税を含む。)		
業務用使用料体系 の概要・考 え方	該当無し。				
その他の使用料体 系の概要・考 え方	該当無し。				
条例上の使用料 *2(20㎡あたり) ※過去3年度分を 記載	令和5年度	3,982円	実質的な使用料 (20㎡あたり) ※過去3年度分を 記載	令和5年度	1,666円
	令和4年度	3,982円		令和4年度	1,842円
	令和3年度	3,982円		令和3年度	1,901円

5-1-1-3 組織

平成 22 年度に水道部と下水道部の組織統合を行った。

上下水道事業管理者							
上下水道部長							
上下水道部次長(2人)							
							単位:人
	総務課	経営企画課	給排水課	下水道整備課	下水道施設管理課	玉山事務所	合計
参事		1		1			2
課長級	1		1		1		3
課長補佐級	2	2	5	3	3		15
係長級	2	5	13	7	2		29
主任	6	6	6	2	5		25
主事・技師	3	9	3	11	5		31
下水道技師					13		13
合計	14	23	28	24	29	0	118

※総務課、経営企画課及び給排水課は、水道事業に従事する職員を含む。

※玉山事務所は、市長部局との兼務職員であるため、人数には含めない。

5-1-2 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	平成 23 年度から使用料の徴収や窓口業務を包括的民間委託している。
	イ 指定管理者制度	該当無し。
	ウ PPP・PFI	該当無し。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)	該当無し。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)	該当無し。

5-1-3 経営比較分析表等を活用した現状分析

本市の公設浄化槽事業についても、人口減少や節水機器の普及等の影響により、今後の使用料収入の大幅な増加は見込めない状況となっており、今後は、これまで投資してきた資産の更新需要が増加することから、より厳しいコスト意識が必要となっています。

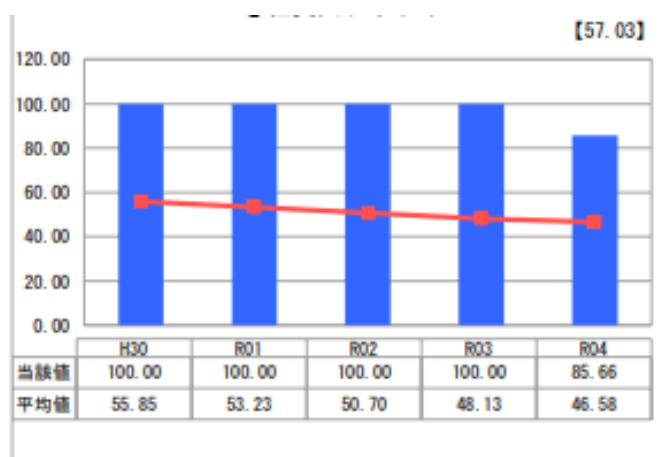
このため、使用料について、体系も含めた適時適切な見直しを検討してまいります。

5-1-3-1 経費回収率(%)

$$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}} \times 100$$

経費回収率は、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能です。当該指標は、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す 100%以上であることが必要です。数値が 100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要です。

本市では、令和3年度までは 100%を維持してきたものの、令和4年度は 100%を下回り、今後の使用料水準の適正化が課題となっています。



グラフ凡例

- 盛岡市（当該値）
- 類似団体平均（平均値）
- 【 】 R4全国平均

5-2 将来の事業環境

本ビジョンの 3-1 普及状況(6ページ)、3-6 事業経営(10 ページ)などでも触れていますが、本市の公共下水道事業を取り巻く将来の事業環境は、次のとおり予測しています。

5-2-1 処理区域内人口の予測

盛岡市総合計画の人口推計をもとに処理区域内人口を予測すると、本ビジョンの初年度である令和7年度に 11,921 人、令和 26 年度には 9,958 人まで減少(令和7年度比△16%)すると見込まれます。

5-2-2 汚水処理量及び使用料収入の見通し

公設浄化槽事業は、汚水処理水量の計測を行っていないため、予測値を算出することができないところですが、処理区域内人口の減少が見込まれていることから、汚水処理量も同様に減少していくと見込まれます。しかし、使用料収益については、使用料体系が浄化槽の大きさ(人槽区分)によって決まっており、汚水処理水量が減少しても使用料収益には影響を与えないところで。今後は、浄化槽の使用の廃止や休止に留意していきます。

5-2-3 施設の見通し

現在、設置している浄化槽のうち、古いものは設置から 16 年以上が経過しており、今後、老朽化による修繕が増加するものと見込まれます。

5-2-4 組織の見通し

安定的な経営の維持を図るため、市長部局と連携し、今後も効率的な人員配置に努め、定員適正化を推進し、効率的な業務体制を構築します。

5-3 投資・財政計画(収支計画)

5-3-1 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

5-3-1-1 収支計画のうち投資についての説明

①施設の維持管理

修繕などを効率的に実施し、施設の状態を良好に保ち、維持管理を図ります。

5-3-1-2 収支計画のうち財源についての説明

① 使用料について

令和6年4月より企業会計に移行したことから、令和6年度決算の状況を鑑み、収益の安定化を図るため、経営状況の分析を行った上で、適正な公設浄化槽の使用料についての検討を行います。

②企業債について

公設浄化槽会計においては、新規の整備を予定していないため、起債借入は検討しておりません。

③繰入金について

一般会計からの繰入金については、毎年度総務省自治財政局長から通知される「地方公営企業繰出金について」に定める基準に基づき算定します。

5-3-1-3 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

① 組織・人材・定員に関する事項

組織内の人員配置の見直しや民間事業者への外部委託を進めることにより業務を効率化し、職員数の削減、人件費の縮減を図ってきました。今後の事業規模や業務内容を勘案し、市長部局と調整した上で、経営の効率化と事業に応じた適切な職員定数等に努めます。

5-3-2 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

令和6年度決算の状況を踏まえ、将来推計に基づき適宜予算の確保を行い、令和7年度以降に使用料等に反映していきます。

単位：千円

区分		年度	経営戦略 令和7～10年度				経営戦略 令和11～14年度				経営戦略 令和15～18年度				経営戦略 令和19～22年度				経営戦略 令和23～26年度			
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	令和23年度	令和24年度	令和25年度	令和26年度
収益的 収入	下水道使用料	5,046,738	5,017,787	4,988,835	4,959,884	4,930,933	4,901,982	4,869,585	4,837,186	4,804,789	4,772,392	4,739,994	4,703,924	4,667,853	4,631,783	4,595,711	4,559,642	4,525,310	4,490,979	4,456,648	4,422,317	
	他会計負担金	3,020,697	3,045,187	3,066,765	3,098,184	3,111,802	3,137,940	3,143,150	3,144,484	3,136,087	3,146,144	3,165,076	3,117,928	3,108,690	3,011,952	3,033,772	2,987,705	2,985,226	2,984,363	3,060,708	3,047,752	
	長期前受金戻入	984,834	1,004,876	1,021,989	1,038,261	1,057,635	1,078,516	1,099,366	1,117,647	1,137,831	1,162,443	1,128,012	1,134,611	1,148,245	1,164,358	1,179,396	1,189,587	1,203,497	1,216,450	1,241,033	1,269,040	
	その他の収入	13,192	13,203	14,347	13,126	13,126	13,192	13,203	14,347	13,126	13,126	13,192	13,203	14,347	13,126	13,126	13,192	13,192	13,203	14,347	13,126	13,126
	合計	9,065,461	9,081,053	9,091,936	9,109,455	9,113,496	9,131,630	9,125,304	9,113,664	9,091,833	9,094,105	9,046,274	8,969,666	8,939,135	8,821,219	8,822,005	8,750,126	8,727,236	8,706,139	8,771,515	8,752,235	
	収益的 支出	維持管理費	1,546,342	1,555,581	1,524,604	1,533,049	1,560,439	1,551,013	1,537,899	1,554,460	1,565,564	1,512,745	1,692,571	1,523,286	1,526,274	1,203,156	1,326,134	1,213,827	1,209,401	1,210,868	1,360,459	1,350,303
		流域下水道管理費	2,381,809	2,292,211	2,282,505	2,272,798	2,191,414	2,244,425	2,169,761	2,215,306	2,177,974	2,211,573	2,211,573	2,211,573	2,211,573	2,211,573	2,211,573	2,211,573	2,211,573	2,211,573	2,211,573	2,211,573
		減価償却費	4,234,081	4,277,462	4,312,337	4,343,191	4,355,023	4,368,746	4,382,329	4,322,390	4,289,899	4,298,642	4,199,272	4,171,408	4,128,600	4,107,154	4,050,537	4,005,296	3,981,856	3,958,738	3,972,322	3,895,459
		支払利息及び企業債取扱諸費	409,741	434,443	471,105	494,238	514,723	539,444	574,453	603,604	625,181	654,007	681,799	707,057	732,785	757,670	780,592	801,036	820,178	838,613	882,430	934,523
		その他の支出	22,053	22,053	35,253	22,053	22,053	22,053	22,053	22,053	71,491	22,053	22,053	22,053	22,053	22,053	22,053	22,053	22,053	22,053	22,053	22,053
		合計	8,594,026	8,581,750	8,625,804	8,665,329	8,643,652	8,725,681	8,686,495	8,717,813	8,730,109	8,699,020	8,807,268	8,635,377	8,621,285	8,301,606	8,390,889	8,253,785	8,245,061	8,241,845	8,448,837	8,413,911
当年度純利益（又は純損失）		471,435	499,303	466,132	444,126	469,844	405,949	438,809	395,851	361,724	395,085	239,006	334,289	317,850	519,613	431,116	496,341	482,175	464,294	322,678	338,324	

※その他の収入は、受託事業収益などである。
 ※その他の支出は、固定資産除却費などである。

単位：千円

区分		年度	経営戦略 令和7～10年度				経営戦略 令和11～14年度				経営戦略 令和15～18年度				経営戦略 令和19～22年度				経営戦略 令和23～26年度			
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	令和23年度	令和24年度	令和25年度	令和26年度
資本的 収入及び 支出	資本的 収入	企業債	3,297,100	3,551,300	2,676,700	2,436,100	2,602,300	3,055,300	2,812,500	2,499,500	2,882,900	2,813,500	2,642,300	2,645,000	2,636,100	2,635,500	2,613,900	2,593,900	2,595,800	3,921,100	4,409,000	4,583,500
		他会計負担金	171,134	160,028	137,538	136,028	133,013	122,778	118,424	109,832	103,250	99,445	87,879	80,187	73,641	74,123	78,053	75,928	74,663	72,355	68,284	68,135
		国庫補助金	1,426,518	1,468,405	1,216,029	1,063,519	1,201,707	1,307,073	1,277,853	1,262,154	1,295,157	1,225,698	1,188,548	1,189,837	1,185,513	1,185,238	1,174,654	1,164,928	1,125,846	1,794,539	1,730,754	1,815,882
		その他の収入	39,299	30,080	6,715	6,715	6,715	6,702	6,702	6,702	6,702	6,702	6,702	6,702	6,702	710,001	5,783	5,783	5,783	5,783	5,783	5,783
		合計	4,934,051	5,209,813	4,036,982	3,642,362	3,943,735	4,491,853	4,215,479	3,878,188	4,288,009	4,145,345	3,925,429	3,921,726	3,901,956	4,604,862	3,872,390	3,840,539	3,802,092	5,793,777	6,213,821	6,473,300
	資本的 支出	建設改良費	5,146,202	5,464,550	4,283,714	3,850,370	4,173,339	4,752,564	4,503,106	4,242,115	4,578,490	4,216,436	4,215,042	4,217,581	4,207,998	4,217,116	4,153,137	4,131,716	4,082,768	6,205,765	6,628,208	6,905,492
		企業債償還金	2,287,811	2,064,674	1,895,757	1,783,668	1,722,561	1,632,946	1,619,166	1,696,790	1,717,411	1,714,626	1,666,863	1,655,167	1,660,764	1,751,766	1,872,322	1,925,546	1,955,138	1,996,385	2,058,809	2,124,160
		その他の支出	2,111	2,111	2,111	2,111	2,111	2,111	2,111	2,111	2,111	2,111	2,111	2,111	2,111	86,507	2,111	2,111	2,111	2,111	2,111	2,111
		合計	7,436,124	7,531,335	6,181,582	5,636,149	5,898,011	6,387,621	6,124,383	5,941,016	6,298,012	5,933,173	5,884,016	5,874,859	5,870,873	6,055,389	6,027,570	6,059,373	6,040,017	8,204,261	8,689,128	9,031,763
		収支不足額	2,502,073	2,321,522	2,144,600	1,993,787	1,954,276	1,895,768	1,908,904	2,062,828	2,010,003	1,787,828	1,958,587	1,953,133	1,968,917	1,450,527	2,155,180	2,218,834	2,237,925	2,410,484	2,475,307	2,558,463

※その他の収入は、下水道事業費負担金、下水道事業費分担金などである。